

入園・転園に関する確認票【令和8年度用】

*必ずお読みください。

	確認事項
1	申請書類は、入園月または復職時の状況と同じであるとみなします。また、『就労証明書』のNo.3「雇用(予定)期間等」が有期で、終期が入所月より前かつNo.14「(雇用契約の)満了後の更新の有無」が「有(予定)」、「無」、「未定」の場合も、入所日時点は申請内容と同じ勤務条件で勤務するものとみなして選考します。そのため、入所日時点も申請内容と同じ条件(就労日数・時間数等)で勤務していないと内定の取消または退園となることがあります。また、申請内容が事実と異なる場合(勤務日数・時間数等)も同様です。家庭状況や就労状況等に変更があった場合は速やかに書類を提出してください。
2	転園申込みで内定した場合、現在在籍している保育園に戻ることはできません。 市から転園の意思確認は行いませんので、転園希望がなくなった場合は速やかに『保育所等入所申込取下届』を提出してください。
3	申請書類の確認のために、職場やご家庭に電話する場合があります。
4	選考に必要な書類は、必ず提出期限内に提出してください。 期限後に届いた書類は選考に反映されません。 追加書類を郵送された場合、封入漏れや郵便事故による未着について、市では責任を負えません。また、到着確認のお問い合わせには対応いたしませんので、確実に到着するようにご注意ください。
5	書式は令和8年度版をお使いください。提出された書類はお返ししていませんので、必要なものはあらかじめ写しを取っておいてください。
6	希望園は、希望する順番に通える範囲でご記入ください。 希望順位は選考の有利・不利には関係ありません(第一希望優先施設(短時間保育専用施設)を除く)。
7	入園の正式決定は、健康診断および面接を経た後になります。
8	入園後は保育園にスムーズに慣れるために、保育園で過ごす時間を短時間から始める「慣れ保育」があります。
9	保育園等在園中の各種手続き(家庭状況の変更、保育期間等)については、「保育園等入園案内」の「2認可保育施設の利用に関すること」の内容にそって行います。
10	『就労証明書』や『児童在籍証明書』等は、事業所の担当者が作成したものを提出してください。ただし個人事業主の方や、事業者の代表者が本人の場合は、保護者本人が作成してください。(修正液・修正テープ使用不可)。書類の改ざんが認められる場合は、虚偽申請とみなします。提出前に記載内容に誤りがないか、未記入欄がないかを確認していただき、訂正等がある場合は、証明元の訂正印で訂正の上、提出してください。証明書の有効期日は3か月以内です。
11	他事業(認可外保育(幼児)施設に関する申請、私立幼稚園に関する申請、幼稚園の預かり保育に関する申請等)に提出した書類は認可保育園の申請には反映されません。 また、本申請で提出した書類も他事業への反映をしません。反映を希望する際は別途ご連絡ください。
12	『保育所等入所(転所)申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書』の令和7年1月1日時点の保護者1、2の住所が三鷹市でない場合は、必ず「異なる住所」の欄に住所を記入ください。記入漏れがあった場合は、選考上不利になる場合があります。

裏面も必ずご確認ください。

入園・転園に関する同意欄【令和8年度用】

以下(1～4)、産前産後休業・育児休業(自営業の方は育児に伴う休業)を取得している方(取得予定の方)はご確認ください。

1	復職について
	育児休業(自営業の方は育児に伴う休業)中に保育園の入園が決まった場合、入園月の翌月1日までに本児の育児休業から復職することが入園の条件になります。ただし、申込みをしている児童以外のきょうだいの育児休業の場合は対象外です。復職後、『復職証明書(所定様式)』を10日以内に提出してください。復職できなくなった場合や勤務条件が変更になった場合は原則内定の取り消し、また入園後でもその事実がわかった場合は原則退園になります。 ※「復職」とは、育児休業前と同じ勤務条件(就労規則上の通常勤務日数・時間)で復帰することです。(会社の就業規則による時間短縮・日数短縮勤務の場合でも月48時間以上の勤務が必要です。)転職の場合も勤務条件が変更になった場合や、退職日と採用日の間が1か月以上空いた場合は原則内定取消しになります。必ず子ども育成課へ事前にご相談ください。
2	【育児休業中の方の入所申請確認】について
	『保育所等入所(転所)申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書』にある、【育児休業中の方の入所申請確認】の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」に✓があった場合は、保護者1、2ともに21点ずつ調整指数にて減点します。利用調整の結果、内定することもありますので、必ずしも不承諾になるものではありません。また、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選ぶにあたり、育児休業給付金の支給期間の延長が受けられるかは管轄のハローワークにて必ず確認してください。上記の内容を全て理解し、問題がないことに同意します。
3	育児休業給付金の支給対象期間を延長する可能性がある方
	育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は保育所等の利用申込書の写し(全てのページ)が必要となります。電子申請後に送られてくる「送信完了メール」から申請内容の印刷が可能です。 なお、育児休業給付金の手続の方法等は管轄のハローワークにお問い合わせください。 上記の内容を理解し、問題がないことに同意します。
4	申込児以外の出産予定がある方で、申込児の児童在籍証明書を提出した方(令和8年4月入所のみ)
	【調整点数表 調整項目1の加点を希望する場合】(入園案内P22) 申込児以外の育児休業(自営業の方は育児に伴う休業)を取得予定で、令和8年3月31日(火)までに復職予定であるため、調整点数表調整項目1番の加点を希望します。また、令和8年3月31日(火)までに育児休業取得前と同じ条件での復職ができなかった場合は、内定取り消しや退園になることに同意します。

該当項目のご確認をお願いします。

☐	採用予定でお申込みの方
	就職内定を理由に入園した場合は、提出した書類に記載されている雇用開始日までに就労を開始し、入園した月の10日までに『就労開始証明書』を提出してください。提出がない場合には、入園申込自体が虚偽の申請に基づくものとして、退園となります。 申込時に提出した『就労証明書』の記載内容と、採用日や勤務条件(勤務日数や時間)が変わっていた場合も、入園内定の取り消しや退園になる場合があります。
☐	妊娠・出産の要件でお申込みの方
	妊娠・出産を理由に保育園に入園した場合、保育の実施承諾期間は、出産予定月をはさんで前後2か月、合計5か月間です。そのため、出産月の2か月後である3か月目以降も保育園に在園するためには、出産以外の他の要件(お子さんの保育にあたることのできない理由)が必要になります。 もし出産以外の要件があり、保育の継続を希望される場合には、保育の実施承諾期間が終了する14日前までに『家庭状況変更確認書』と「保育にあたることのできないことを証明する書類」(『就労証明書』等)を提出してください。この手続を取らない場合には保育の継続はできません。当初の保育の実施承諾期間終了と同時に退園となります。
☐	求職中でお申込みの方
	求職中を理由にして保育園に入園した場合、保育の実施承諾期間は3か月間となります。3か月以内に『就労証明書』をご提出ください。入園後3か月以内に仕事が始まらず、証明書の提出がない場合は、保育の継続ができませんので、退園となります。
☐	職業訓練施設に通所中でお申し込みの方
	職業訓練施設に通所し、技能習得による基準点数(40点)で入所が決まった場合、職業訓練期間満了から1か月以内に基準点数が40点の就労を開始、またはその他基準点数40点以上の要件に該当しなければ退園となります。お仕事が決まりましたら『就労証明書』をご提出ください。